

## Information

### 原動機付自転車・軽自動車等の名義変更、 廃車手続きはお済みですか？

原動機付自転車・軽自動車等は車両の名義の変更をする場合や、町外へ転出する場合に届け出を行わなければいけません。

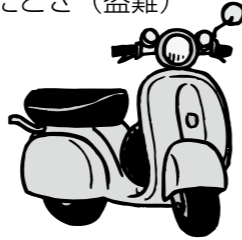
#### 廃車手続きをしなければいけない場合

- ・ 車両が動かなくなり、処分するとき（使用不能）
- ・ 他者に譲るとき（譲渡）
- ・ 住所を町外へ移すとき（転出）
- ・ 業者に下取りに出したとき（下取り）
- ・ 車両を解体するとき（解体）
- ・ 車両が盗難にあったとき（盗難）
- ・ 所有者が亡くなったとき（死亡）

#### 原動機付自転車の廃車手続きに必要なもの

- ・ 登録している方の印鑑（名義変更の場合は両方の印鑑）
- ・ 標識交付証明書
- ・ ナンバープレート（盗難の場合は警察署からもらう受理票）

※軽自動車等は手続き先、書類が異なります。詳しくは下記までお問い合わせください。



【お問い合わせ】総務部税務課 軽自動車担当 ☎945-4729 内線(142)

## 《北那覇税務署からのお知らせ》

### ～年末調整等説明会について～

年末調整及び法定調書等の作成について、下記のとおり説明会を開催します。

開催日	時間
11月8日(月)	10:00～12:30
会場	対象市町村
沖縄コンベンションセンター (劇場棟)	浦添市、西原町

沖縄コンベンションセンター会場は、上記日程のほかに、11月9日(火)・10日(水)も同様な説明会を那覇・沖縄税務署管内の給与支払者を対象に開催しています。

お問い合わせ

北那覇税務署 (代表番号)098-877-1324

※説明会会場へのお問い合わせは、ご遠慮ください。

※会場駐車場及び臨時駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

## ～税務課からのお知らせ～

### 不動産公売の実施について ～税負担の公平のために～

町では自主財源の確保を目指し、町民の納税意識の高揚を図るために、滞納者については不動産、給与、預金、賃貸料等の差押を行っています。

その上、納税の指導や催告に応じない長期の滞納者については、今年度から不動産の公売を実施していきます。今年は11月29日〔月〕に公売日を設定し準備を進めています。

今まで町では、「税負担の公平性」の確保という観点から「滞納はダメです」を納税者に呼びかけてきましたが、今回それでも納税に応じない滞納者については差押を行い、公売を実施するなど税収の確保に努めていきます。

町税は、道路や公園の整備、福祉、教育、消防、ごみ処理などに活用される、暮らしに欠かせないものです。本町の財政は依然として厳しいことから、滞納の一扫と自主財源の確保のため、みなさまのご協力をお願いします。

来月号に公売財産を表記し、幅広く買受人、入札希望者へご案内します。

【お問い合わせ】総務部税務課 滞納整理班 ☎945-4729 内線(146.149)

### 那覇県税事務所職員が総務部税務課に派遣されます！

西原町と沖縄県の取り決めにより、平成22年10月1日から12月28日まで県税事務所職員が本町に派遣されます。

地方税法第41条第3項に基づき、その期間は県税事務所職員が、本町税務課職員の身分を持ち、町税の納付相談、徴収、滞納処分等の徴収業務にあたります。

町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

派遣期間：平成22年10月1日～平成22年12月31日

滞納解消に向けた取組	内容
1 納税相談	町税を納期限までに納めることが困難な場合はご相談ください。
2 納税催告	納期限を過ぎても納付のない人に対し、文書催告等を行います。
3 財産調査	滞納者の財産を官公署、金融機関、生命保険会社などに対し、調査します。
4 給与調査	滞納者が給与所得者である場合、給与の差押をするために、勤務先に対する給与調査を行います。
5 滞納処分	土地・建物など財産がある滞納者に対し、差押を行います。また、預貯金、給与、自動車、生命保険なども差押えの対象となります。
6 換価処分	差押え後も納付にならない場合は、やむを得ず、差し押さえた財産の公売等を行うこととなります。

一括での納付が困難な方は、相談により「分割での納付」も可能です。

分割での納付は原則として、年度内(来年3月)での完納が条件となりますので、お早めにご相談ください。

【お問い合わせ】総務部税務課 徴収・収納係 ☎945-4729 内線(146.149)